

新型コロナウイルス感染症における「入院」の特別取扱いの変更について

当社では、2020年4月より、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設や自宅にて医師等の管理下で療養された場合は「入院」として取扱い、入院保険金等のお支払い対象とする特別取扱いを実施してきました。

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表されたこと等を踏まえ、2022年9月26日以降の「入院」の特別取扱いによる入院保険金等のお支払い対象を変更いたします。

セコム損害保険株式会社

記

1. 「入院」の特別取扱いによる入院保険金等のお支払い対象

2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設や自宅で療養された方のうち、次の「**重症化リスクの高い方**」

- ①65歳以上の方
- ②入院を要する方
- ③重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新型コロナウイルス罹患により酸素投与が必要な方
- ④妊婦の方

<参考>新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲 ○：お支払い対象、×：お支払い対象外

ケース	2022年9月25日以前	2022年9月26日以降
入院された場合（約款における取扱い）	○	○
宿泊施設や自宅で療養された場合（「入院」の特別取扱い）	上記①～④の重症化リスクの高い方	○
	上記以外の方	×

2. 「入院」の特別取扱い開始の経緯

一般的に入院保険金等は、「自宅等での治療が困難」「病院または診療所に入ること」「常に医師の管理下において治療に専念すること」という3条件を全て満たすことによってお支払いすることになっております。こうした中、2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病院の病床のひっ迫等の事情により、入院することができない状況が発生した結果、宿泊施設や自宅での療養が行われることになりました。宿泊施設や自宅での療養は、約款上の「入院」の定義に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること等を踏まえ、お客さま保護の観点から、「入院」とみなす特別取扱いを、社会情勢を踏まえた時限的な措置として開始いたしました。

<参考>約款上の「入院」の定義

用語	定義
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

3. 「入院」の特別取扱いの対象範囲を変更する理由

新型コロナウイルスの感染者数が増加する昨今の状況においては、重症者の割合はこれまでと比べて低い水準であり、軽症・無症状の方の割合が高まっている状況にあります。更に、今般、政府において、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、withコロナに向けた新たな段階への移行の一環として、2022年9月26日以降、全国一律に、重症化リスクの高い方に限定されることとなりました。

こうした状況変化も踏まえ、発生届の対象とならない方における入院の必要性や今般の政府における措置等に鑑み、2022年9月26日以降の「入院」の特別取扱いによる入院保険金等のお支払い対象を変更することといたしました。

なお、今後、法令の改正等がなされた場合には、必要に応じて更なる対応を行う可能性があります。

以上